

佐賀県訓令甲第8号

各家畜保健衛生所長

家畜伝染病予防法に基く事務の委任に関する規程（昭和31年佐賀県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月23日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>家畜伝染病予防法に基く事務の委任に関する規程</u> (委任事務)</p> <p>第2条 前条の委任事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第8条（<u>第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>家畜伝染病予防法に基づく事務の委任に関する規程</u> (委任事務)</p> <p>第2条 前条の委任事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第8条（<u>法第31条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。